





	尾崎 英雄	西一丁目2番1号
--	-------	----------

- (5) 変更年月日  
平成25年11月28日
- (6) 変更理由  
売買により建物の所有権を取得したため
- 2 届出年月日  
令和元年8月20日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第353号**

令和元年7月高知県告示第207号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を令和元年8月2日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
（変更前） 令和元年5月20日から同年7月31日まで  
（変更後） 令和元年5月20日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
長岡郡大豊町八畝

**高知県告示第354号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼字トヤガモリ7639番4から 高岡郡中土佐町久礼字長生屋舗7633番2まで	前	5.6 } 11.8	77
	後	6.0 } 39.7	77

**高知県告示第355号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村下切字ハセカダバ1065番1から 幡多郡三原村下切字タイノ谷1056番1まで	前	10.3 } 114.3	280
	後	14.1 } 147.6	280

**高知県告示第356号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎港
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市大間西町235番2から 須崎市大間西町287番5まで	前	8.0 } 31.5	41
	後	8.0 } 18.5	41

**高知県告示第357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見下ル川555番から 高岡郡中土佐町大野見下ル川561番まで	前	4.4 } 9.9	89
	後	7.0 } 12.4	89

**高知県告示第358号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		5.6	

須崎市安和字梅ヶ谷 2542番1から 須崎市安和字六道 944番3まで	前	7.5	90
	後	5.7 43.7	90

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第11項において準用する同条第5項の規定に基づき、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案について意見がある者は、当該縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称  
安芸地区特定漁港漁場整備事業計画
- 2 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧場所  
高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県安芸土木事務所並びに安芸市役所
- 3 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧期間  
令和元年9月10日から同月26日まで

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第41号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月19日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（高知県議会の議員及び高知県知事の選挙の投票用紙）（第5条関係）

（その1）（高知県議会の議員の選挙）

こうほししゃしめい 候補者氏名	県
	(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書いてください。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。
	選挙投票 高知県選 挙管理委 員会之印

折り目

- 備考 1 用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、県委員会の印を刷込み式にする。
- 3 投票用紙は、片面印刷の方法による。

(その2) (高知県知事の選挙)

こうほしやしめい 候 補 者 氏 名	<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">知</div> <p>(注) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書いてください。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。</p> <p style="text-align: center;">選挙投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">             高 知 県 選              挙 管 理 委              員 会 之 印           </div>
-----------------------	---

折り目

- 備考 1 用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、県委員会の印を刷込み式にする。
- 3 投票用紙は、片面印刷の方法による。

附 則

この告示は、令和元年8月19日から施行する。

-----  
 落 札 公 告  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン一式 14組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4番33号
- 5 落札金額  
136,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和元年5月17日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・12・25	号外51	◎規則	1	中 (14・15)	「高知県立清水高等学校 <u>高知県立日高特別支援学校</u> 」	「高知県立清水高等学校 <u>高知県立日高養護学校</u> 」
令元・5・24	10137	◎規則	1	中 (6)	同号の次に次の <u>1号</u> を加える。	同号の次に次の <u>1.1条</u> を加える。